



新潟県 三条市

# インフラの包括的民間委託

(三条市の取組事例)





# はじめに (三条市の紹介)

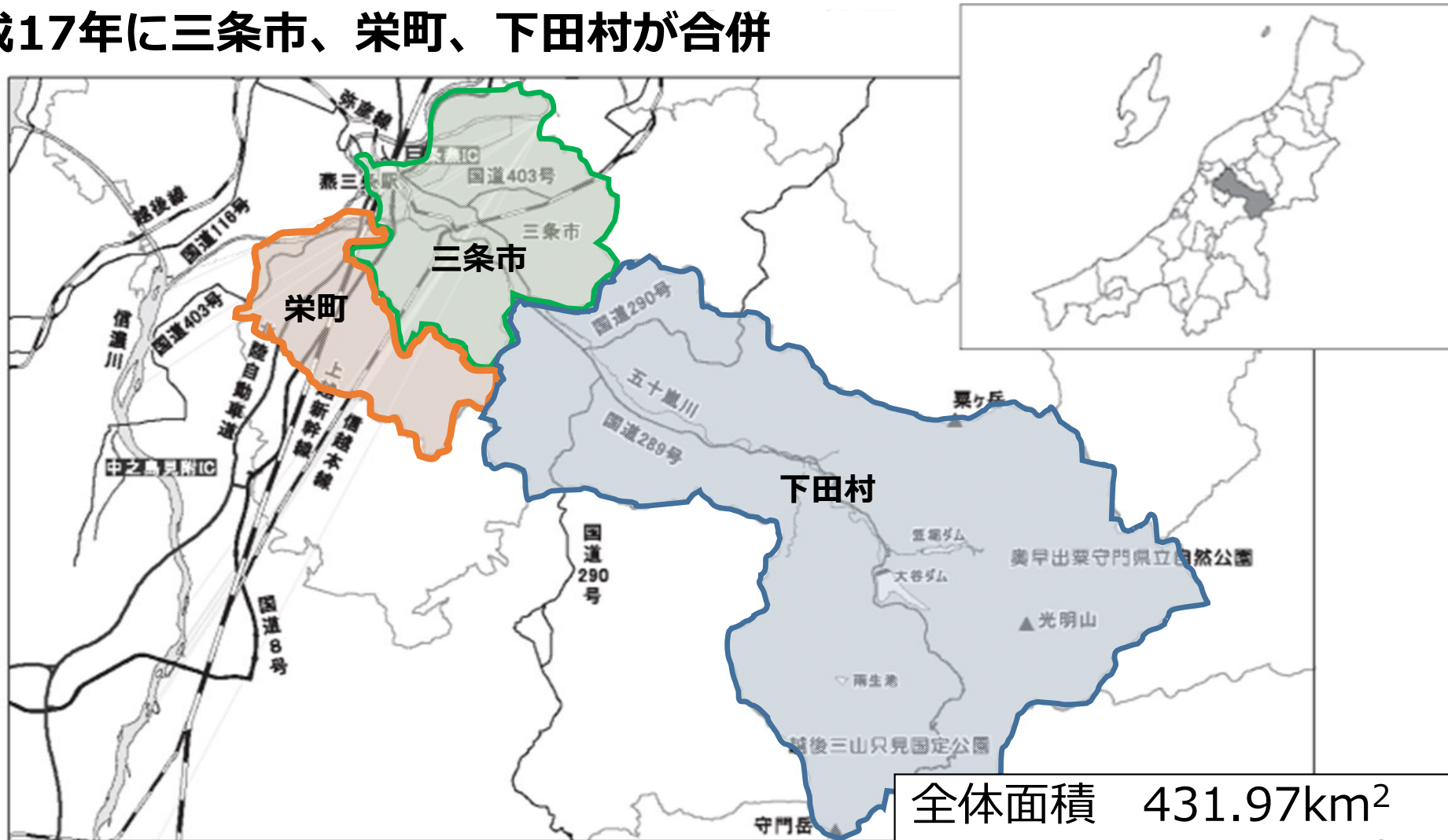




# はじめに (三条市の紹介)



## 平成17年に三条市、栄町、下田村が合併



全体面積	431.97km <sup>2</sup>
可住地面積	220.03km <sup>2</sup>
人口	92,792人
世帯数	37,157世帯

- 【三条市の地勢・交通など】
- 新潟県のほぼ中央に位置
  - 上越新幹線や北陸自動車道等が整備
  - 市の中央部には五十嵐川が横断

※令和5年7月1日時点



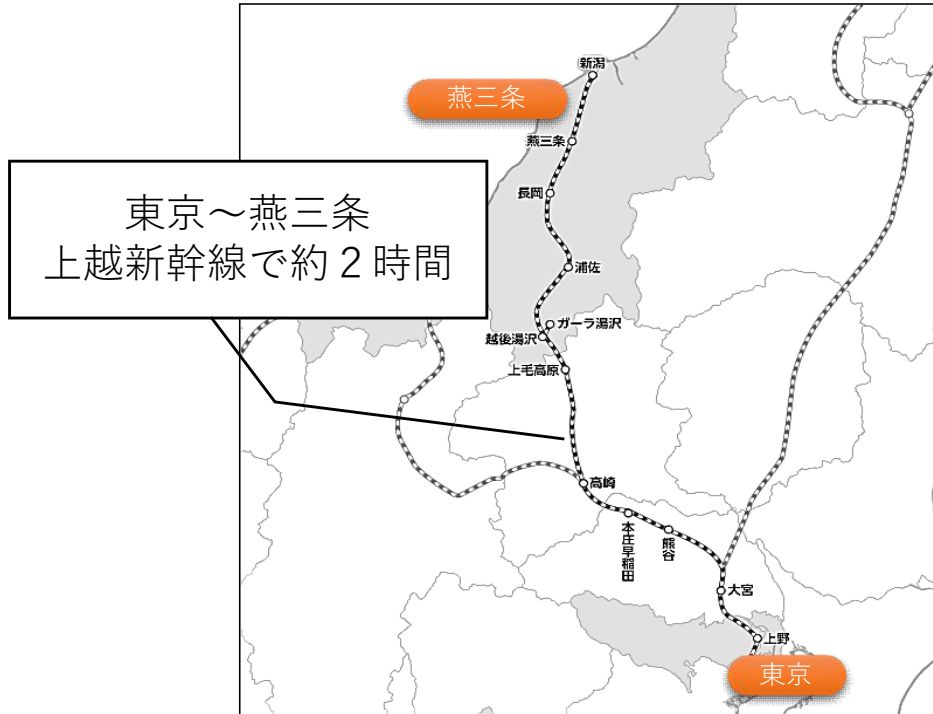
# はじめに (三条市の紹介)







# はじめに (三条市の紹介)





# はじめに (三条市の紹介)



## ○所管する主なインフラ

- ・道路施設 : 市道 (約1,130km)、橋梁 (約660橋) 等
- ・上水道 : 配水管 (約780km)、給水管 (約41,000本) 等
- ・下水道 : 公共下水道事業雨水幹線 (約10km)、  
汚水管 (約280km) 等
- ・農林道 : 農道 (約250km)、林道 (約90km)
- ・公園 : 約200 施設 (162ha) 等
- ・法定外公共物 : 里道、水路、等





# はじめに (三条市の紹介)

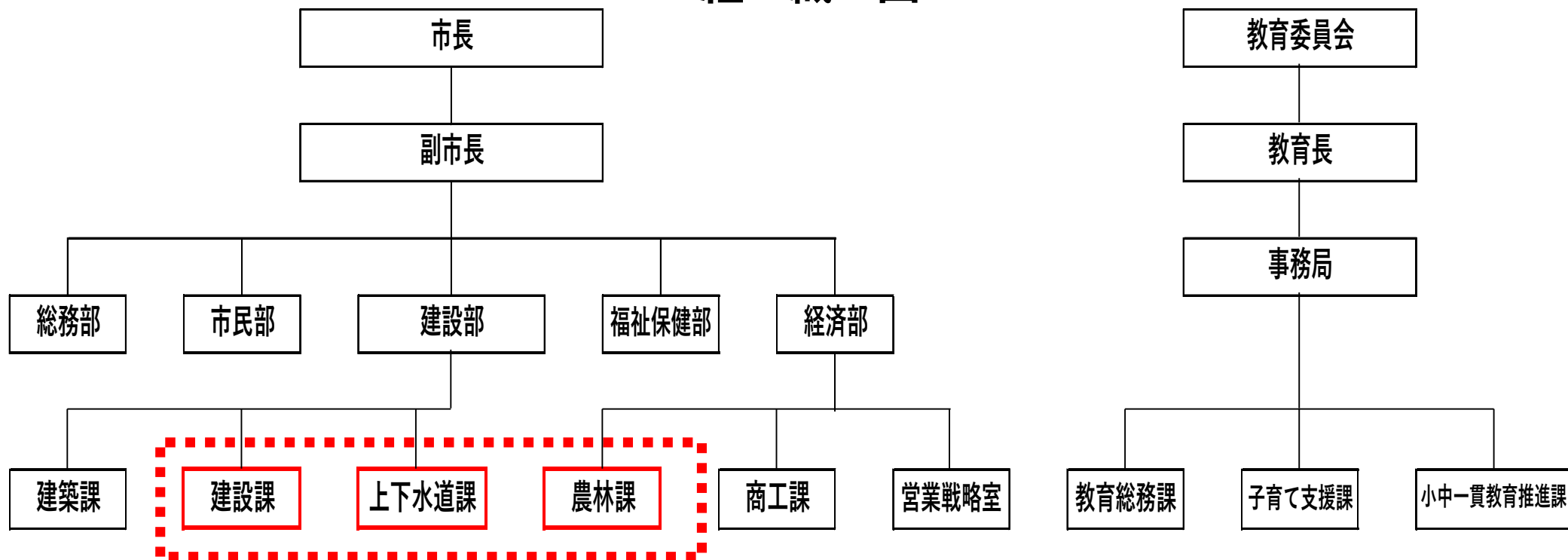


## ○維持管理体制

### 維持管理に携わる職員

- 建設課：10名（うち技能職員4名） 【道路・公園・法定外公共物】
- 上下水道課：7名（うち技能職員1名） 【上・下水道施設】
- 農林課：3名 【農・林道】

## 組織図



維持管理担当者

三条市職員数：約740人





# 取組の背景 (三条市の抱える問題)



## ① 管理するインフラの現状

建設から50年近くが経過し、**急速に老朽化が進むインフラが多数存在**

## ② 市役所の現状

人員削減により**職員が減少**している中で、インフラの維持管理に関する要望の対応に追われ、政策立案などの業務に手が回らない状況に・・・

## ③ 地元建設業の現状

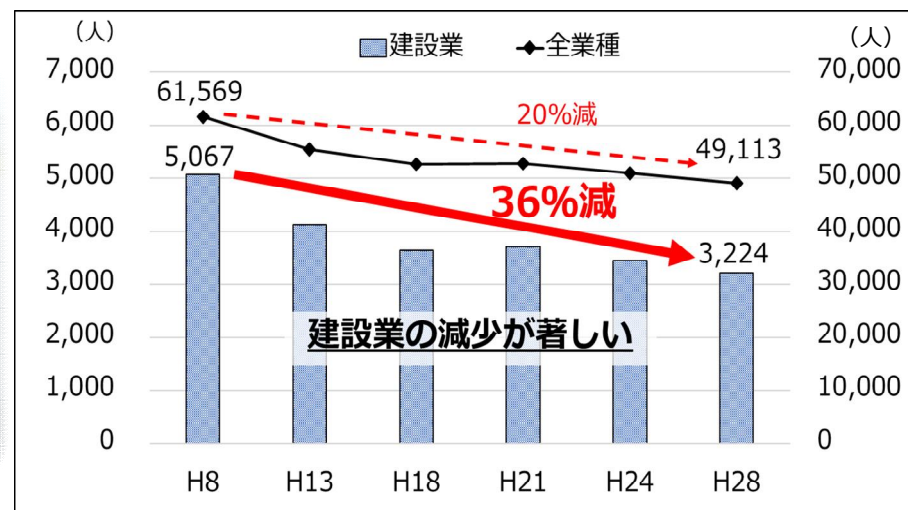
市内の建設業における**従業員数は急激に減少**（20年で約4割減少）  
→インフラの健全な維持管理や災害時の迅速な対応ができなくなる可能性



①



②



③ 市内の就業者の推移

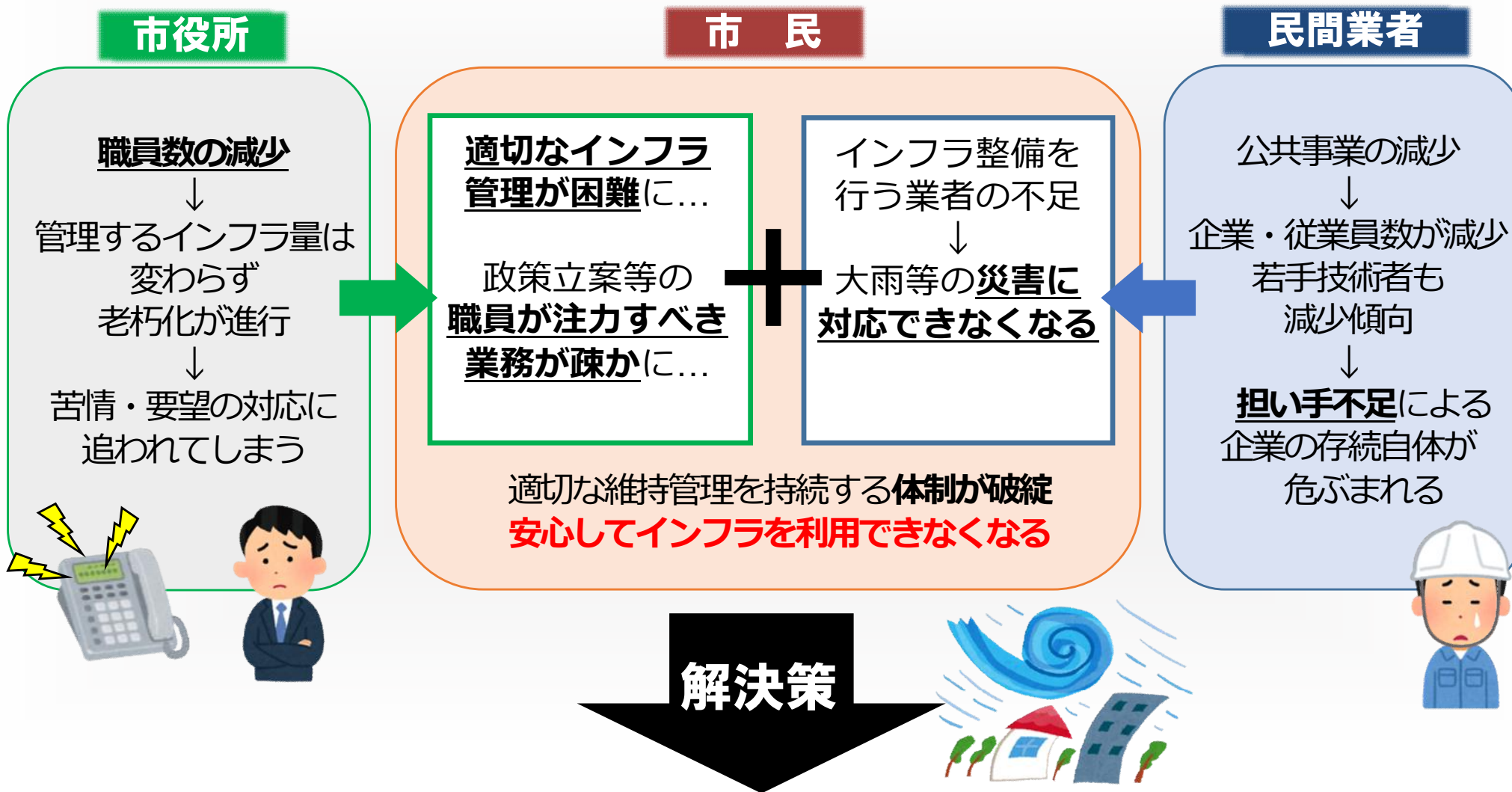




# 取組の背景 (三条市の抱える問題)



## 《三条市の抱える問題》



持続的にインフラを維持管理していく仕組みづくりとして...

『包括的維持管理業務委託』 導入の検討を開始した



# 取組の背景 (包括維持管理業務委託)



包括的維持管理業務委託とは

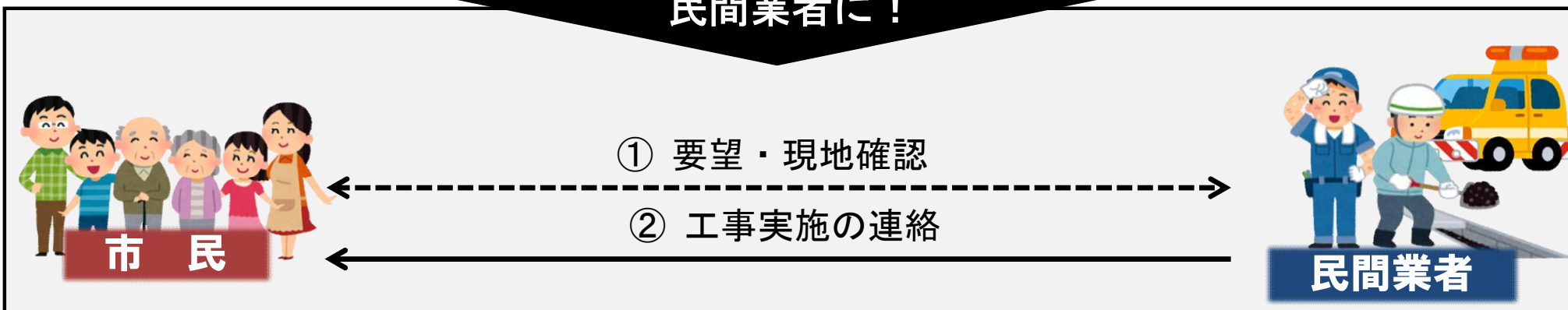
今まで 市役所が行っていた  
道路・公園等の維持管理に関する業務 の一部を 民間事業者が実施

今まで...

要望してから工事完了まで時間がかかる...



業務の一部を  
民間業者に！



市役所を間に挟まないことにより  
発注手続き等が省略でき **迅速な対応** が可能に！



## 検討経緯（H26年度～H28年度）

年 月	実施項目・内容等
H26.9	「三条市社会インフラ維持管理のあり方に関する検討会」を設立
H27.3	「三条市総合計画」を策定（包括的民間委託への移行を打ち出し）
H27.5	「三条市公共施設包括的民間委託検討会」を設立し、検討を開始
H28.3.30	「三条市公共施設包括的民間委託検討会」より、包括的民間委託を推進する提言書が市長宛に提出
H28.4	提言書を受け、H29年度より実施する包括的維持管理業務の具体的な内容（包括する業務、維持管理基準（案）、入札参加資格等）の検討を開始
H28.4.27	市内の建設業を含む維持管理業者を対象に、提言書の説明会を開催
H28.7.1	第1回意見交換会を開催（市内の業界団体ごと）
H28.11.25	第2回意見交換会を開催（市内の建設業を含む維持管理業者対象）
H29.1.6	公告（公募型プロポーザル方式）
H29.3.6	業務委託契約締結
H29.3.23	業務実施区域内地元説明会（関係自治会長対象）39自治会 ⇒ 住民へ事業開始の周知（チラシ配布・回覧）
H29.4.1	業務開始



## 三条市公共施設包括的民間委託検討会

### ○目的

三条市の社会インフラ維持管理は、**施設の老朽化に加え、その基盤を支える担い手である建設業の減少**、除雪や多発する**自然災害への対応**及び高齢化が顕著な地区における住民による**地先管理の限界**等の問題を抱えているため、維持管理に係わるコストを減少しつつ、少子高齢化社会において増加する元気な高齢者も担い手として活躍でき、**市内全域を対象とした地域の建設業構造に合致した地域維持型の包括的民間委託の調査・検討を行う。**





## 三条市公共施設包括的民間委託検討会

### ○包括的民間委託検討会の構成委員

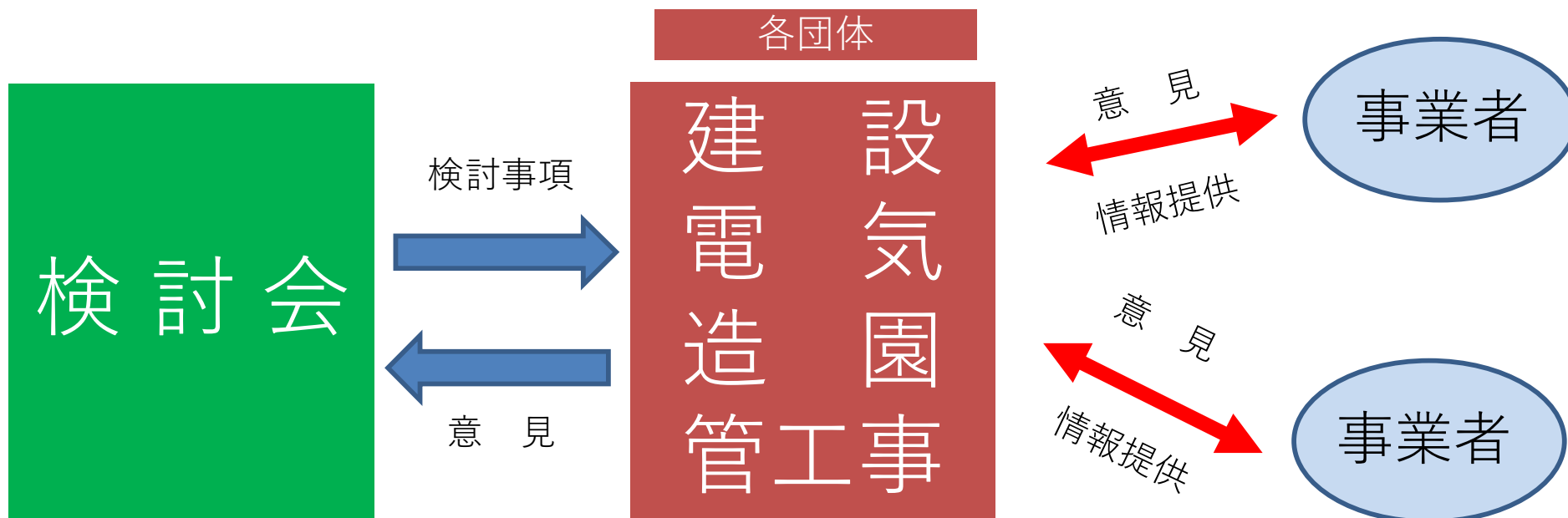
- ・ 有識者（大学教授） 【検討会会長】
- ・ 自治会長
- ・ 建設業協会
- ・ 電気工事組合
- ・ 園芸組合
- ・ 管工事業協会

### ○主な検討項目

- (1) 包括的民間委託の業務範囲（何を含めるか）
- (2) 包括的民間委託を導入する区域（どこでやるのか）
- (3) ロードマップ（いつまでに、どこで、何をするのか）
- (4) 潜在的担い手の掘り起こし
- (5) 包括的民間委託の導入効果の検証  
など



## 関係機関との調整



・各団体の代表から検討会の委員として参画してもらい、包括的民間委託を受注する立場から意見をいただく

・事業導入説明会及び意見交換会を実施し、事業内容や事務の簡素化についての意見聴取と事業参加の意向確認を行う

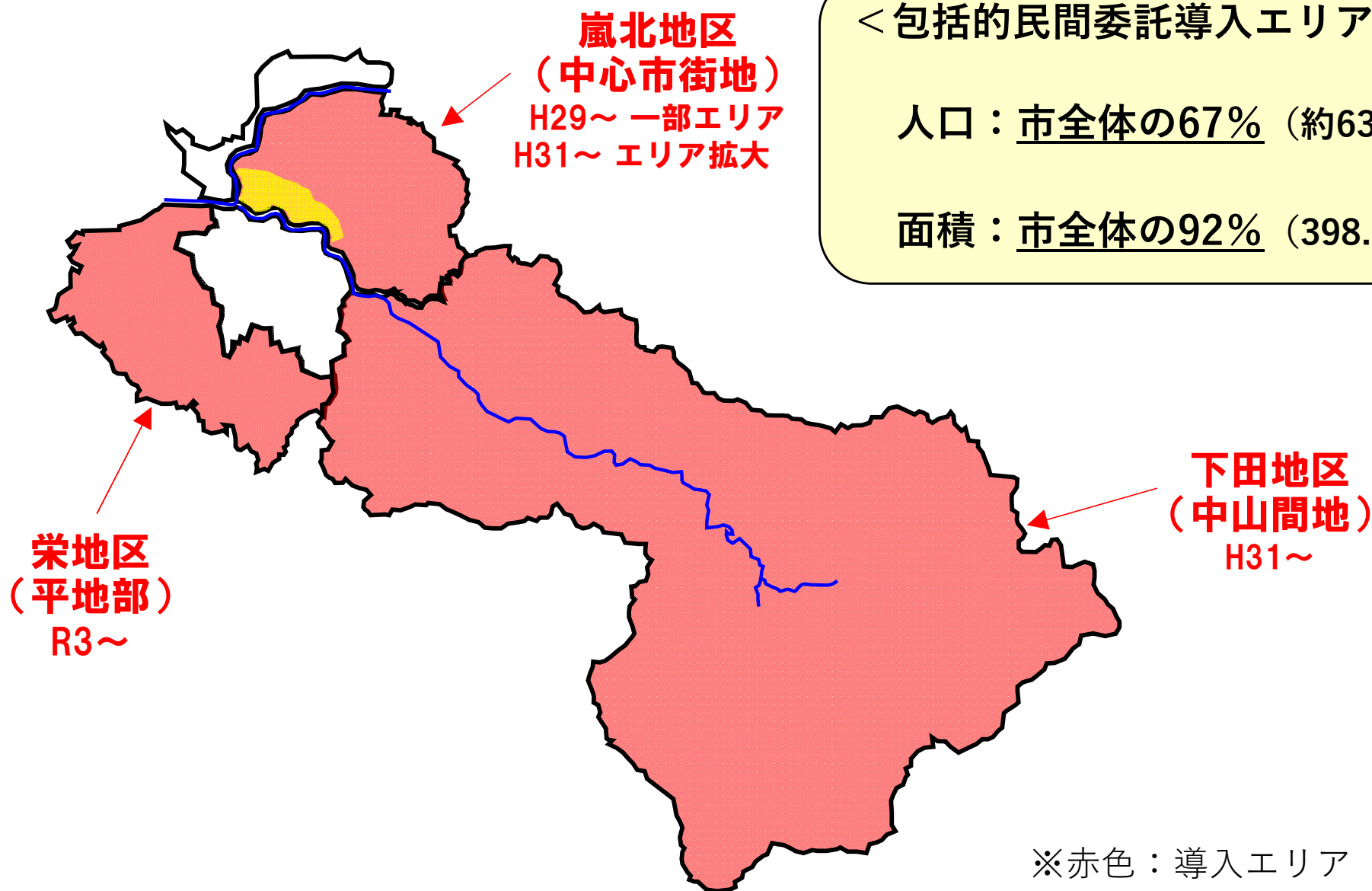


## (1) 包括的民間委託導入エリア

### < 包括的民間委託導入エリア >

人口：市全体の67% (約63,000人)

面積：市全体の92% (398.6km<sup>2</sup>)



※赤色：導入エリア



## (2) 包括的民間委託の委託内容

- 市民からの苦情・要望受付
- 各施設の巡回
- 道路維持管理：舗装、側溝、防護柵、標識、街灯、消雪パイプ、橋梁点検など
- 公園維持管理：施設、遊具、植栽など
- 水路維持管理：水路など

業務範囲	嵐北地区 (市街地)	下田地区 (中山間地)	栄地区 (平地部)
	H29導入 H31エリア拡大	H31導入	R3導入
委託期間	平成31年4月～令和6年3月	同左	令和3年6月～令和6年3月
契約額	737,856千円 (約147,600千円/年)	177,250千円 (約35,400千円/年)	176,000千円 (約64,000千円/年)
主な施設	市道336km、橋梁218橋、 道路照明灯144基、公園71箇所	市道240km、橋梁157橋、 道路照明灯8基、公園11箇所	市道229km、橋梁35橋、 道路照明灯44基、公園28箇所、 ポンプ場1箇所
受託者	外山・久保・マルモ・イグリ・ 山田・向陽園・パシフィックコン サルタンツ共同企業体 (計7社)	吉田組・鈴喜建設・若林建設・ グリーン造景企画・淡路電機管工 共同企業体 (計5社)	木菱・中央・山口・石翠園・ 斎藤・キタック共同企業体 (計6社)
主な業務	以下に示す道路施設などに関する 維持業務 舗装、側溝、防護柵、標識、街灯、 消雪パイプ、橋梁点検、公園施設、 水路 など	同左	左記のほか以下を追加 ・計画的舗装補修 ・道路照明灯点検 ・遊具点検 ・ポンプ点検



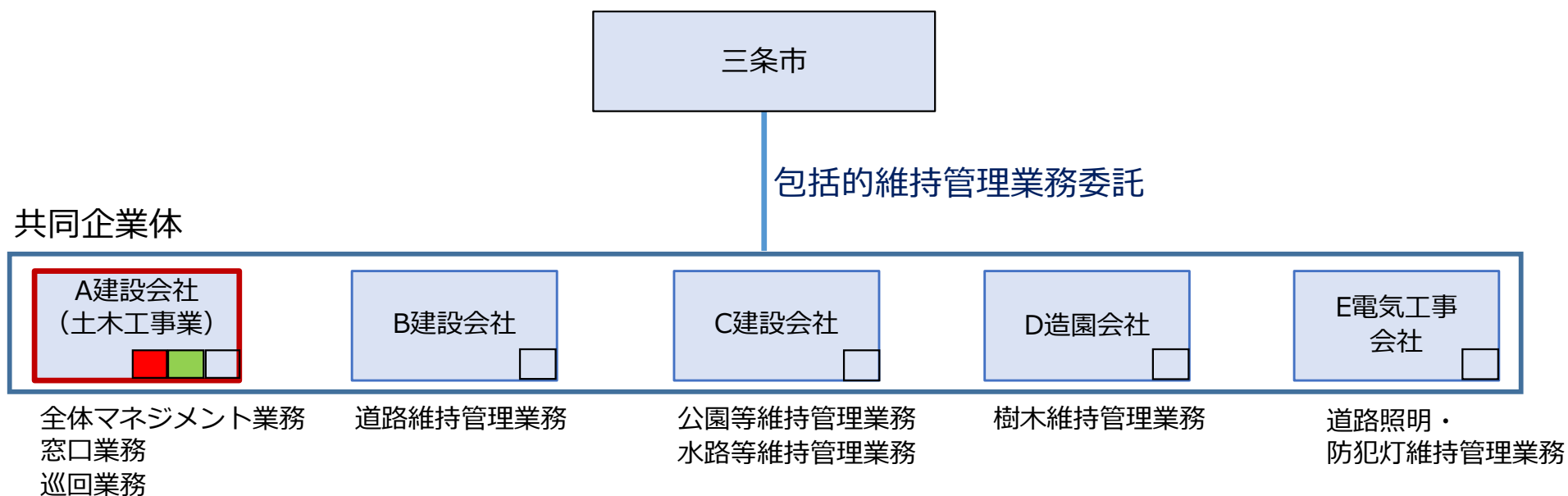


## (3) 受注者の体制

○ 建設会社、造園会社、電気工事会社など**各分野に精通した企業**からなる**共同企業体**が受注

参加資格要件：3者以上10者以内で構成される共同企業体

### 【共同企業体のイメージ】



(凡例)

- |         |         |
|---------|---------|
| 代表企業    | 監理技術者   |
| 総括業務責任者 | 業務実施責任者 |



## (4) 業務実施基準

項目	内容
業務実施基準	業務要求水準書をもとに <b>性能規定</b> により判断 (130万円未満※/工事)

### 業務要求水準書

※地方自治法施行令 第167条の2に基づく随意契約の上限額

【別紙4】  
社会資本の維持管理基準（案）

- 適用の範囲  
社会資本の維持管理基準（案）は、三条市が管理する社会資本の維持管理に適用する。
- 維持管理の目的  
社会資本は、市民の生活や社会経済活動の基盤であり、継続的な維持管理の実施により、利用者や第三者の安全を確保した上で、必要な機能を確実に発揮し続けさせることを目的とする。
- 維持管理基準（案）
  - 除却  
冬期間の道路交通を確保し、産業の振興及び通学児童・生徒の安全確保など市民生活の安定を図る。  
除却基準は事業者と協議に基づき行うものとする。
  - 道路維持管理
    - 舗装補修  
(ア) 幹線市道  
該当箇所を要因とし、利用者が通常想定される範囲内で利用をしたときに、速度制限を伴うなど、円滑な交通を阻害する可能性がある場合に対応する。
    - その他市道  
該当箇所を要因とし、利用者が通常想定される範囲内で利用をしたときに、事故の発生などにより利用者の身体及び財産に著しい影響を与える可能性がある場合に対応する。
  - 側溝補修  
該当箇所を要因とし、利用者が通常想定される利用範囲内で利用をしたときに、事故の発生などにより利用者の身体及び財産に著しい影響を与える可能性がある場合に対応する。
  - 防護柵補修  
該当箇所を要因とし、利用者が通常想定される利用範囲内で利用をしたときに、事故の発生などにより利用者の身体及び財産に著しい影響を与える可能性がある場合に対応する。
  - 橋梁維持

### (2) 道路維持管理

#### ア 道路補修

##### (ア) 幹線市道

該当箇所を要因とし、利用者が通常想定される範囲内で利用をしたときに、速度制限を伴うなど、円滑な交通を阻害する可能性がある場合に対応する

##### (イ) その他市道

該当箇所を要因とし、利用者が通常想定される範囲内で利用をしたときに、事故の発生などにより利用者の身体及び財産に著しい影響を与える可能性がある場合に対応する

※130万円以上の案件は、通常の維持管理を超えるものとし、業務の対象外



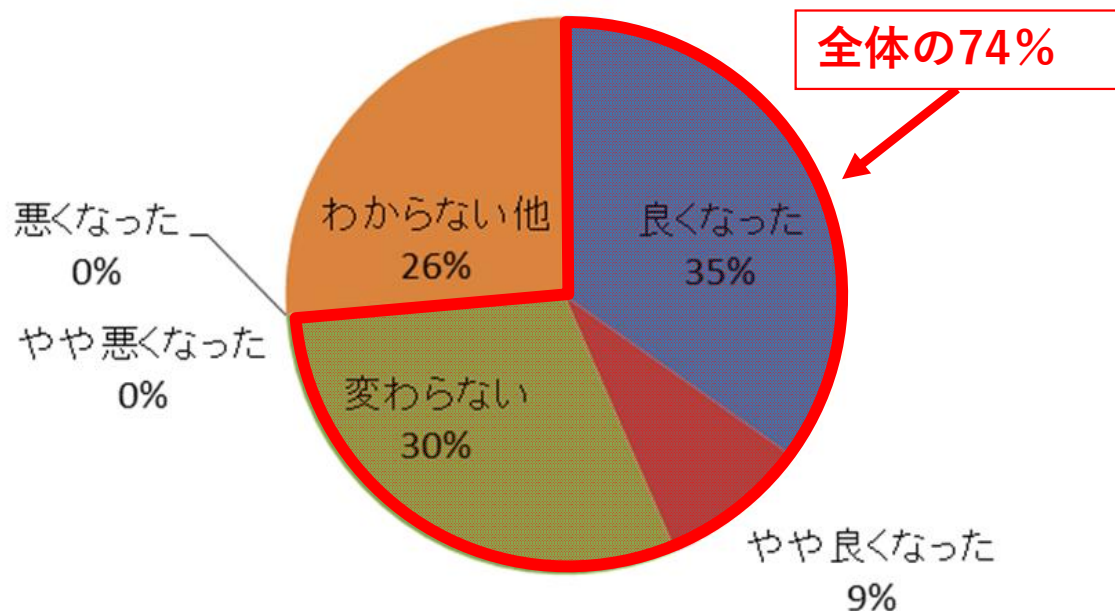
## (1) 市民に対する導入効果 (自治会)

《H30年度 自治会長意識調査 (紙面アンケート)》

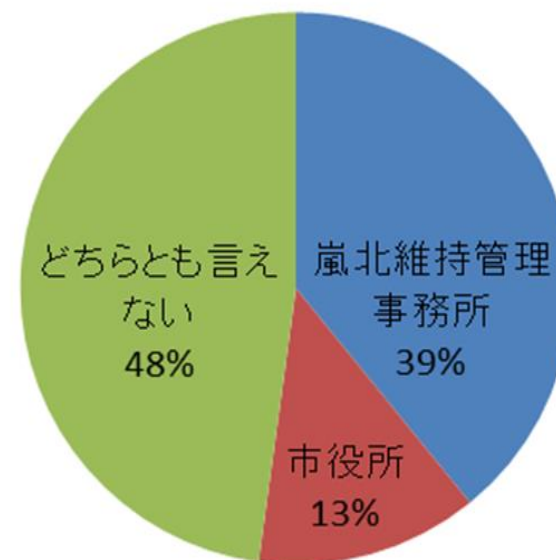
包括的民間委託の対応は、「良くなった」「やや良くなった」「変わらない」が**全体の約7割**を占めている

⇒ 包括的民間委託後も**従来の管理水準を維持**

包括になって対応は？



要望を言いやすいのは？



- 調査期間：平成30年度
- 調査対象：自治会長(嵐北地区)
- 実施方法：紙面アンケート
- 有効回答数：23

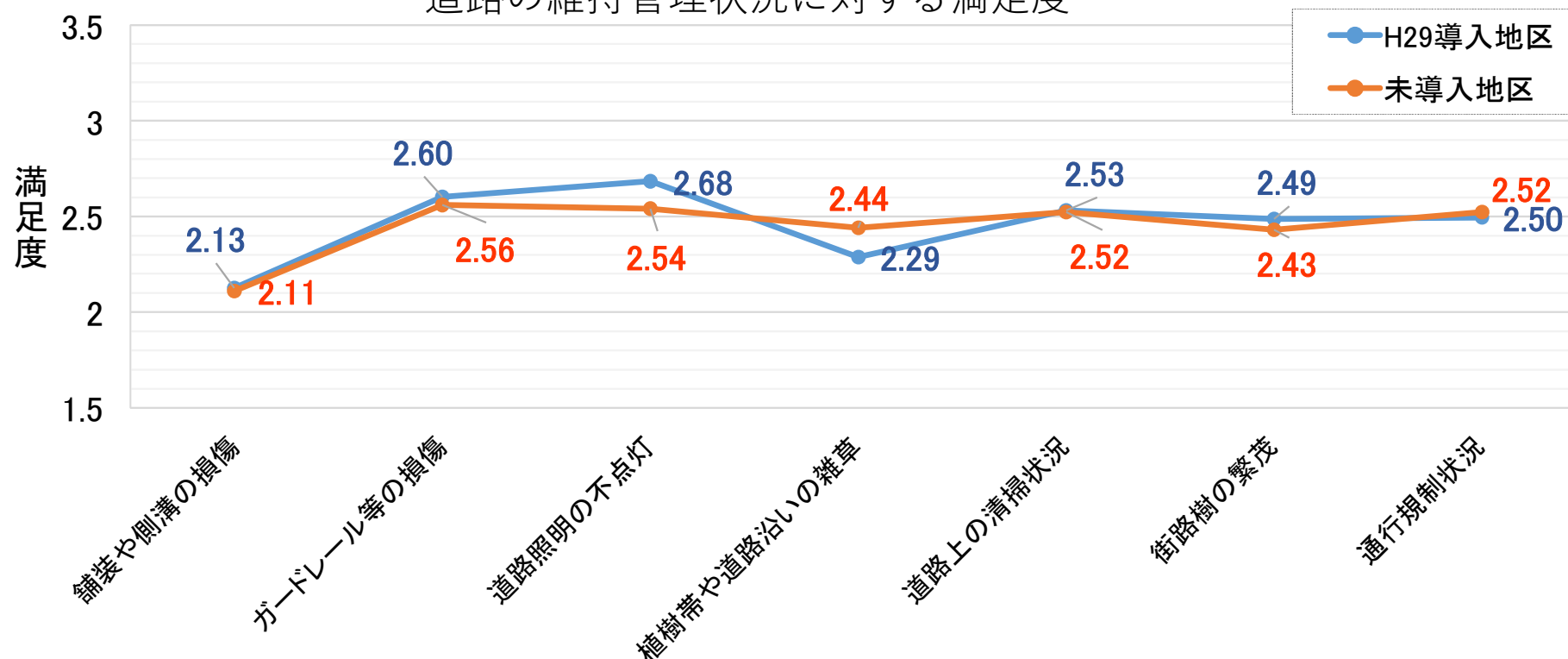


## (2) 市民に対する導入効果 (市民)

《R2年度 市民満足度調査 (インターネットアンケート) 》

包括的民間委託を導入している地区と未導入地区で大きな差は無い  
⇒ 包括的民間委託後も **従来の管理水準を維持**

道路の維持管理状況に対する満足度



- 調査期間: 令和2年11月6日～11月16日(10日間)
- 調査対象: 三条市在住の市民(WEB調査会社に会員登録)
- 実施方法: インターネットアンケート
- 有効回答数: 299

- 【満足度】
- 4 : かなり満足
  - 3 : やや満足
  - 2 : やや不満足
  - 1 : かなり不満足



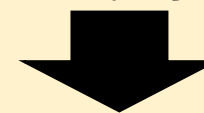


## 今後の導入スケジュール

I 期 (導入期) H29～H30	II 期 R1～R5	III 期 R6～
嵐北地区 (市街地)	嵐北地区(須頃・大島除く) 下田地区 栄地区 R3	嵐北地区 (全域) 下田地区 栄地区 嵐南地区



第Ⅲ期目を迎え  
継続の可能性を  
感じられる



検討・改善をすすめ

**「三方よし」  
の実現を目指す**